

雇用調整助成金に関する個別相談会のご案内

新型コロナウイルス感染症により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を対象とした、国の雇用調整助成金の要件が緩和されました。

この雇用調整助成金の申請を検討されている事業者の皆様に対しまして、千葉県社会保険労務士会木更津支部の協力により、個別相談会を開催いたします。

なお、申請書の作成や手続は行いません。

オンラインでの相談も可能です。チャットワーク(Chatwork)を使用しますので、希望する場合は、申込書にメールアドレスをご記入ください。

開催日 4月27日(月)、4月28日(火)、4月30日(木)、5月7日(木)
5月8日(金)、5月11日(月)・5月13日(水)・5月15日(金)

※定員:4/27・5/11・5/13は18事業所、4/28・4/30・5/7・5/8は12事業所です。

相談時間 9時～、10時～、11時～、13時～、14時～、15時～

(1事業所50分以内の予約制となります。相談料は無料。)

※相談当日は、1事業所2名までの参加でお願いいたします。

場所 木更津商工会議所 3階研修室・実習室

住所:木更津市潮浜 1-17-59 電話 0438-37-8700

相談員 千葉県社会保険労務士会木更津支部所属の社会保険労務士

持参書類 賃金台帳・出勤簿(タイムカード)・就業規則・賃金規定・
労働保険料申告書 (持参可能なものでかまいません。)

雇用調整助成金とは

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

助成内容	中小企業	大企業
① 休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の助成割合(上限:8,330円/日/人) ※解雇をしていない等の条件を満たす場合	4/5 ※9/10	2/3 ※3/4
② 教育訓練を実施したときの加算	2,400円	1,800円
③ 支給限度日数	1年間で100日	

主催:木更津商工会議所

協力:千葉県社会保険労務士会 木更津支部